

○福島市上下水道局配水管布設工事助成制度に関する要綱

平成 28 年 4 月 1 日 水道局要綱第 5 号
改正 平成 31 年 3 月 27 日 水道局要綱第 4 号
改正 令和 3 年 4 月 1 日 水道局要綱第 5 号
改正 令和 4 年 4 月 1 日 水道局要綱第 33 号
改正 令和 6 年 4 月 1 日 水道局要綱第 18 号
改正 令和 7 年 4 月 1 日 上下水道局要綱第 5 号
改正 令和 8 年 4 月 1 日 上下水道局要綱第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、上水道の普及促進、輻輳の防止及び申請者負担の軽減に資することを目的とし、福島市の給水区域内にあって、その接する道路に配水管が布設されていない場合に、給水装置の新設工事をしようとする者（以下「申請者」という。）が、公道又は公道に準ずる道路（以下「道路」という。）へ新たな配水管を布設する費用を、予算の範囲内で助成する配水管布設工事助成制度の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「自家用水道」とは、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 3 条第 6 項に規定する専用水道及び法の規制の対象となっていないものをいい、法第 3 条第 3 項に規定する簡易水道のうち民営のもの、及び福島市給水施設等条例（平成 24 年条例第 38 号）第 2 条第 1 号に規定する給水施設のうち民営のものは含まない。
- (2) 「配水管」とは、その接する道路に、福島市上下水道局（以下「局」という。）が所有する上水道管を有しない土地（分譲地を除く。）に存する専用住宅等に給水するために布設する口径 50 ミリメートル以上の上水道管をいう。
- (3) 「布設工事」とは、申請者が給水装置工事に附帯して施行する工事で、工事完成後、当該工事に係る配水管を福島市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に寄附する予定で、福島市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）に発注して施行する工事をいう。
- (4) 「給水装置工事」とは、給水装置の新設工事で、屋内配管を伴い、かつ屋内配管全てにおいて上水道を使用する工事をいう。
- (5) 「公道」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条各号に掲げる一般交通の用に供する道で、国や地方公共団体（都道府県、市町村）が指定・建設・管理する道路をいう。
- (6) 「公道に準ずる道路」とは、道路法の適用のない法定外公共物である道路（公図に赤い線が表示されることから名づけられ、赤道、赤地又は里道と称される道路）、及び土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条に規定する農村地域において農業の用に供

するために設けられた農業用道路をいう。

(7) 「戸」とは、布設する新たな配水管から分岐する取出しの数で、上水道を使用するものをいう。

(助成制度の対象工事)

第3条 助成制度の対象工事（以下「対象工事」という。）は、その接する道路に配水管がない場合において行う配水管布設工事で、申請者が給水装置工事に附帯して自費で施行する工事であって、次の各号の一に該当する者が行う工事とする。

ただし、当該工事は3戸以上を同時に対象とする工事であり、第1号又は第2号を1戸以上含むこととする。

- (1) 自家用水道から上水道へ切替える者
- (2) 自己が所有し居住する住宅へ新規に給水する者
- (3) 前2号に付随し、輻輳管を解消する目的で、給水管から配水管へ切り替える者

2 前項第2号に該当する者は、法人及び営利を目的とする者を除いた者とする。

3 前項第3号に該当する者の工事は、配水管の取付口から宅地内の第1止水栓までとする。

(対象工事の費用負担者)

第4条 対象工事の費用を負担する者は、前条第1項第1号及び第2号に規定する者とする。

(申請者の資格)

第5条 申請者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、同一の配水管を複数の申請者が使用するため共同で助成を受ける場合は、共同で施行する者全員（以下「共同施行者」という。）が同要件を備えていなければならない。

- (1) 給水しようとする住宅等の所有者又は建築主であること。
- (2) 既に上下水道を使用している者にあつては、上下水道料金及び市税を滞納していないこと。
- (3) 対象工事の完了と同時に上水道へ加入し使用すること。

(助成の額)

第6条 助成の額は、次の各号に定める額とする。ただし、局において積算した額の範囲内とする。

- (1) 1戸当たりの配水管布設延長が20メートル以下の場合、対象工事費全額とする。
- (2) 1戸当たりの配水管布設延長が20メートルを超える場合は、20メートルを超える延長部分については、対象工事費の2分の1とし、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

2 前項の規定の限度額は、1戸当たり200万円とする。ただし、管理者が認めるものは、この限りではない。

3 輻輳管解消を伴う場合においては、第1項及び第2項の規定により算出された額に加

算して、第3条第3項に規定する工事費を助成するものとする。

(事前協議)

第7条 申請者は、助成の申請を行う前に、配水管布設工事助成申請事前協議願い書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、局と事前に協議しなければならない。

- (1) 給水計画図(平面図・横断面図・配管詳細図)
- (2) 給水戸番図(2,500分の1及び500分の1)の写し
- (3) 現況写真
- (4) 公図の写し(公道に準ずる道路の場合)
- (5) その他管理者が必要と認める書類

2 申請者は、前項に規定する事前協議の結果を打ち合わせ議事録(様式第2号)に記録し、管理者へ提出するものとする。

(助成の申請)

第8条 申請者は、前条に規定する事前協議が成立したときは、配水管布設工事助成申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。この場合において、共同施行者による申請の場合は、代表者を選出して、当該代表者を申請者として申請書を提出するものとする。

- (1) 給水計画図(平面図・横断面図・配管詳細図)
- (2) 申請者及び共同施行者の完納証明書
- (3) 共同施行者名簿(様式第4号)
- (4) 工事見積書
- (5) その他管理者が必要と認める書類

(助成の可否決定)

第9条 管理者は、第8条の規定に基づく助成の申請書を受理した場合は、当該申請に係る書類に基づきその内容を審査し、助成の可否を決定し、配水管布設工事助成可否決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。この場合において、管理者は配水管布設工事の施行に必要な条件を付することができる。

(契約)

第10条 申請者は、前条に規定する助成可の決定通知を受け、かつ、管理者の付した条件に異議がないときは、配水管布設工事助成の施行に関する契約書(以下「契約書」という。様式第6号)を締結するものとする。

(給水装置工事施行承認申込み)

第11条 申請者は、第8条に規定する申請後、速やかに福島市水道条例施行規程(昭和55年水管規程第4号)第9条に規定する給水装置工事施行承認申込書(以下「申込書」という。)を管理者に提出するものとする。

2 前項の規定のほか、申請者及び共同施行者は、上水道へ加入し使用するため制度対象工事以外に必要な給水装置工事の施行に係る申込書を同時提出するものとする。

(助成申請内容の変更)

第 12 条 第 10 条の規定により通知を受けた申請者が、配水管布設工事を変更しようとするときは、速やかに配水管布設工事助成変更申請書(様式第 7 号)に必要な書類を添えて管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前 4 条の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(助成申請の取消し)

第 13 条 第 10 条の規定により通知を受けた申請者が、申請を取り消したいときは、配水管布設工事助成申請取消届(様式第 8 号)を管理者に提出するものとする。

(工事の施行)

第 14 条 申請者から配水管布設工事を受注した指定工事業者は、第 10 条で管理者が付した条件、水道法等関連法規、及び給水装置工事設計施行指針を遵守し、当該工事を適正に施行しなければならない。

(しゅん工届)

第 15 条 申請者は、配水管布設工事がしゅん工したときは、速やかに配水管布設工事助成対象工事しゅん工届(様式第 9 号)に次の各号に掲げる書類を添えて、管理者に提出し、局のしゅん工検査を受けるものとする。

- (1) しゅん工図(縮尺 500 分の 1)
- (2) 工事写真
- (3) 使用資材の検査証明書
- (4) 水圧試験報告書(様式第 10 号)
- (5) 水質試験報告書(様式第 11 号)

(しゅん工検査通知書)

第 16 条 管理者は、配水管布設工事がしゅん工検査を終了したときは、速やかに福島市上下水道局給水装置工事検査要綱(昭和 62 年水道局要綱第 1 号)第 7 条に規定する給水装置しゅん工検査通知書を申請者へ通知するものとする。

(是正のための指示)

第 17 条 管理者は、しゅん工検査の結果、手直し等是正を要する事項があるときは、申請者に対し工事現場指示書(様式第 12 号)により、補修、改造等必要な処理をするよう指示することができる。

2 申請者は、前項の規定による指示に従い速やかに是正措置を行い、措置完了後は局の再検査を受けるものとする。

3 前 2 条の規定は、前項の規定による再検査において準用する。

(配水管の寄附)

第 18 条 申請者は、配水管布設工事が前条に規定するしゅん工検査に合格したときは、速やかに給水施設の寄附受入に関する要綱(平成 26 年水道局要綱第 10 号)第 5 条に規定する給水施設の寄附申請書を管理者に提出するものとする。

(助成金の請求)

第 19 条 申請者は、寄附の申請に併せて、福島市上下水道局会計規程（令和 8 年上下水管規程第 11 号）第 193 条に規定する請求書（以下「請求書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、管理者へ提出するものとする。

- (1) 契約書の写し
- (2) 検査通知書の写し

(助成金の交付)

第 20 条 管理者は、前条の規定に基づく請求書の提出があったときは、助成金を申請者の指定した口座に振替払いするものとする。

(助成金の交付取消し)

第 21 条 管理者は、申請者又は共同施行者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の交付決定を取り消し、既に助成金が交付されているときは、直ちに助成金の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により、助成金の交付決定を受けたとき。
- (3) 助成金を助成の対象となった工事以外の用途に使用したとき。
- (4) その他管理者が必要と認めたとき。

(維持管理)

第 22 条 この要綱の規定に基づき布設した配水管は、局の財産として管理者が管理するものとし、寄附後に管理者が認める分岐、給水等に関して申請者は異議を申し立てることができない。

(瑕疵担保)

第 23 条 管理者は、第 18 条の規定により引渡しを受けた配水管に瑕疵があることが判明したときは、引渡しを受けた日から 1 年間を経過するまでは、その瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え、若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その瑕疵が申請者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求をすることができる期間は 10 年とする。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(福島市水道局給水管布設工事助成制度に関する要綱の廃止)

福島市水道局給水管布設工事助成制度に関する要綱（平成 21 年要綱第 1 号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第2項の規定は、令和9年4月1日から適用する。